

## さいたま市規則第 18 号

## さいたま市市民活動推進委員会規則

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、さいたま市市民活動及び協働の推進条例（平成 19 年さいたま市条例第 19 号）第 9 条第 6 項の規定に基づき、さいたま市市民活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員長)

第 2 条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 3 条 委員長は、推進委員会の会議を召集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、推進委員会に諮って公開しないことができる。

## (庶務)

第 4 条 推進委員会の庶務は、市民局において処理する。

## (その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 22 年 3 月 25 日規則第 21 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 3 月 20 日規則第 39 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。